苫小牧市の被災者支援制度一覧

(令和5年12月 現在)

項目	該当条件	支援内容	担当課
市税納税の猶予	納税者又は特別徴収義務者が、その財産につ		財政部
	 き、震災、風水害、火災その他の災害を受けた	 して、申請に基づき、1年以内の期間に限り、その徴	納税課
	とき。	収を猶予。	直通 32 - 6274
固定資産税及び都市	風水害、火災等により、固定資産が甚大な損害	固定資産の損害の程度に応じて減免。	財政部
計画税の減免	 を受けた場合。		資産税課総務係
			直通 84 - 4073
固定資産税及び都市	震災、風水害、火災その他の災害により、住宅	住宅用地等に対する課税標準額の特例を2年間継	財政部
計画税課税標準額の	が消失あるいは解体して更地になった住宅用	続。(長期にわたる避難指示が行われた場合には、避	資産税課土地係
特例	地を継続して所有しており、今後も住宅用地と	難等解除後3年間)	直通 32 - 6267
	して利用する予定だが、やむを得ない事情によ		
	り翌年も更地だった場合。		
個人市民税	震災、風水害、火災その他の災害により、個人	減免申請のあった年度の個人市民税のうち、災害の	財政部
	市民税の納付が困難であると認められる場合。	あった日以後に納期となる税額を免除。	市民税課市民税係
			直通 32 - 6253
軽自動車税	震災、風水害、火災その他の災害により、軽自	災害のあった年度の税額を免除。ただし、納期限後に	財政部
	動車税の納付が困難であると認められる場合。	災害があった場合は、翌年度の税額を免除。	市民税課税制係
			直通 32 - 6244
国民健康保険税	火災、風水害、震災等の災害により納税義務者	【前年世帯総所得金額 】	市民生活部
の減免	又はその世帯に属する被保険者の所有に係る	・300 万円以下 10 割減免	保険年金課総務係
	家屋等に 20%以上の部分が使用不能となる程	・300 万円超 450 万円以下 8 割減免	直通 32 - 6418
	度の被害が生じたとき。	・450 万円超 6 割減免	
	ただし、当該世帯の生計維持に支障がないと認	ただし被害の生じた日から1年内の納期限未到分を	
	めるときはこの限りではない。	減免。	

項目	該当条件	支援内容	担当課
国民健康保険一部負	震災、風水害、火災その他これらに類する災害	生活保護基準額の 120.5%の額と実収月額とを比較	市民生活部
担金の減免及び徴収	により身体に著しい障害を生じ、又は資産に重	して、医療費に充当できる額を算出し、その割合に応	保険年金課給付係
猶予	大な損害を受けたとき、一部負担金の支払いが	じて一部負担金の減免又は徴収猶予。	直通 32 - 6425
	困難であると認められた場合。	・割合が80%を超えた場合 免除	
		・割合が 0%を超え80%以下の場合 減額	
		・後から支払える見込がある場合 徴収猶予	
介護保険料の免除	第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を	住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の2以上	市民生活部
	主として維持する者が、震災、風水害、火災そ	の被害が生じた場合に、第1号被保険者の保険料を	保険年金課総務係
	の他これらに類する災害により、住宅、家財又	全額免除。	直通 32 - 6414
	はその他の財産について著しい損害を受けた	ただし、当該世帯の生計維持に支障がないと認める	
	場合。	ときは、この限りではない。	
介護サービス費の	震災、風水害、火災その他これらに類する災害	住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の2以上	福祉部
免除	により、住宅、家財又はその他の財産について	の被害が生じた場合に、介護給付割合を 100 分の 100	介護福祉課総務係
	著しい損害を受けた場合。	とする。ただし、当該世帯の生計維持に支障がないと	直通 32 - 6340
		認めるときはこの限りではない。	
災害弔慰金等の支給	震災、風水害、その他これに類する自然現象に	【災害弔慰金の支給】	福祉部
	よる災害により死亡、負傷又は家財に被害を受	・死亡	総合福祉課
	けた場合。	世帯主:500万円 その他:250万円	直通 32 - 6354
		【災害障害見舞金の支給】	
		・障害が残った場合	
		世帯主: 250 万円 その他: 125 万円	
		【災害援護資金の貸付金の限度額】	
		・住居の全壊 350 万円	
		・住居の半壊 270 万円 等	

項目	該当条件	支援内容	担当課
日本赤十字社に係る	火災や風水害等の災害により被害を受けた場	災害救助物資の供給	福祉部
救援物資	合。	※毛布、日用品(つめきり、タオル、歯ブラシ等)	総合福祉課
			直通 32 - 6354
災害等援護に係る	火災、風水害の災害により死亡、負傷又は家財	・物損見舞金 世帯主:2万円	苫小牧市社会福祉協議会
見舞金	(家具・家庭用具等)に被害を受けた場合。	配偶者:1万円	32 - 7111
		同居親族1人につき5千円 等	
		・人身見舞金 最大2万円/1人	
		・物資援護 布団支給・貸与	
生活困窮者への	災害等により生活や仕事に不安や心配が生じ	困窮した世帯に対する、生活上の課題解決のための	福祉部
支援	ている場合。	相談、支援を行う。	総合福祉課
			直通 32 - 6189
苫小牧市共同募金	火災、風水害等の災害により死亡又は家屋に被	【人的被害】	苫小牧市社会福祉協議会
委員会	害を受けた場合。	・死亡 1人につき2万円	32 - 7111
		2人以上については1人につき1万円	
		【住居被害】	
		・住居の全壊(全焼・流失) 2万円	
		・住居の半壊(半焼・床上浸水) 1万円	
		※人的被害と住居被害の併給はできません	
後期高齢者医療保険	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震	【損害の程度が 5/10 以上】	【申請について】
料の減免	災、風水害、火災その他これらに類する災害に	前年の被保険者と世帯主の合計所得金額	市民生活部
	より、住宅、家財その他の財産について著しい	・500 万円以下 免除	保険年金課総務係
	損害を受けたとき。	・500 万円超 750 万円以下 1/2 減額	直通 32 - 6414
		・750 万円超 1,000 万円以下 1/4 減額	【制度について】
		【損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満】	北海道後期高齢者医療
		前年の被保険者と世帯主の合計所得金額	広域連合資格管理班
		・500 万円以下 1/2 減額	011 - 290 - 5601
		・500 万円超 750 万円以下 1/4 減額	

・750 万円超 1,000 万円以下	1/8 減額
---------------------	--------

項目	該当条件	支援内容	担当課
後期高齢者医療一部	過去1年以内に被保険者又はその属する世帯	・損害の程度が 5/10 以上 免除	【申請について】
負担金の減免及び徴	の世帯主が震災、風水害、火災その他これらに	・損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満 1/2 減額	市民生活部
収猶予	類する災害により住宅、家財その他の財産につ		保険年金課総務係
	いて著しい損害を受け、かつ、一時的・臨時的		直通 32 - 6414
	に著しく一部負担金の支払が困難となると認		【制度について】
	められるとき。		北海道後期高齢者医療
			広域連合医療給付班
			011 - 290 - 5601
保育所保育料の	火災、風水害その他の災害により、世帯の住居、	・資産の価格の損失割合が 100%のとき	健康こども部
減免	家財等に著しい損害を受けた場合。	全額免除	こども育成課
		・資産の価格の損失割合が 50%以上のとき	幼児保育係
		1/2 減額	直通 32 - 6378
市営住宅への入居	災害による住宅の滅失。	公募によらず入居できる。	都市建設部
			住宅課管理係
			直通 32 - 6316
敷金及び家賃の減免	入居決定者が災害により著しい損害を受けた	入居決定者からの申し出により、敷金及び家賃の減	都市建設部
又は徴収猶予	とき。	免、又は徴収猶予ができる場合がある。	住宅課管理係
			直通 32 - 6316
普通財産貸付使用料	地震、火災、水害等の災害により、普通財産の	無償又は時価よりも低い価額で貸付ける。	財政部
の減免	貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に		管財課管財担当
	供することが困難であると認められるとき。		直通 32 - 6225

埋立焼却処分手数料	火災や自然災害(地震、津波、噴火等)により、	埋立焼却処分手数料を免除。	環境衛生部
の免除	廃棄物が生じたとき。対象は一般家庭とし、事	(一部受入基準に適合しない廃棄物等を除く)	ゼロごみ推進室
	業系は除く。		ゼロごみ推進課
			直通 55 - 4266

項目	該当条件	支援内容	担当課
建築関係申請手数料	市長は、公益上必要があると認めるとき又は災	・建築物確認申請(建築設備及び工作物を含む)	【確認申請・完了検査につ
の減免	害その他特別な理由があると認めるとき。	手数料の全部又は一部を免除	いて】
		・建築物完了検査(建築設備及び工作物を含む)	都市建設部
		手数料の全部又は一部を免除	建築指導課建築確認係
		・仮設建築物建築許可申請	直通 32 - 6522
		手数料の全部又は一部を免除	【仮設建築物の許可につい
			て】
			都市建設部
			建築指導課指導係
			直通 32 - 6527